

## 懇談会（第5回）において発言があった主な事項

- ・昭和32年の端緒の段階から、行政がどういう価値観や問題意識で水俣病問題に当たろうとしたかがそもそもの分かれ目ではなかったか。
- ・どういう組織的な保障をもってすれば、行政官の問題意識を変え、悲劇の立ち上がりの段階で被害者の立場に立った対応をなし得るのか、そこを明らかにする必要がある。
- ・新しい問題が起こったときに重要なのは、専門分化した枠組みをつくってその中だけで問題进行处理しようとする三人称の視点ではなく、自分が被害者であったらどうであるかを考え、そのセクションにおいてなんとか対応できる方法はないかを探るという二・五人称の視点では。
- ・政府の中に被害者支援局のようなものをつくるのが、行政の問題意識を改革する組織的な保障となるのでは。
- ・行政の中で対立が起こったときにそれをどう調整していくのか、そのために必要な調整機関はどのようなものかなども議論したい。
- ・原因は何であれ健康を害する事態が生じた場合に、行政がそれに取り組むのは当然であるが、水俣病にはその基本的なスタンスが欠けていた。
- ・政治的な解決が必要な場合もあるが、どのような問題を積み残したかをはっきりさせておくことが重要。水俣病ではこれを明らかにしてこなかったために患者の実態が埋没し、問題を混乱させてきた。
- ・この懇談会は、水俣で現実に起こっていることとかけ離れたところで議論がなされるのであれば無意味になってしまう。
- ・ことが起こった時に、実際に現地に足を運び、客観性を持ちつつ自分の家族に起こったと置き換えて考えられるような、二・五人称の視点を行政全体が持たなければ、水俣病の教訓はいかされていかない。
- ・行政というものは、法律に基づいて粛々と政治の具体的側面を執行し

ていく立場にあり、すべて二.五人称でということには疑問。制度をそのようにつくらなかったというところに問題があったとすれば、結局は政治の責任ということになるのでは。

- ・ 科学的な不確実性に対しては、科学者も政治も責任がとれないところがあるとすると、未然の予防というためには今言われている技術者倫理とか説明責任とか情報公開などを超えたもう一概念必要か。
- ・ 日本のシステムは、コンセンサスがないと決まらず、行政府が立法府を握っている、という点で問題がある。即何かをしなければいけないものは行政の中に置いたのでは動かない。
- ・ 水俣病のような公害問題において原因とは何であるか、どういうところまでわかったら原因として対策を講ずべきかということが教訓としてあるのでは。
- ・ 30年代の過程では、行政は何か訴えられてきたら受けてそれがなければ放置するという対応だったが、やるべき時には対応する能動的行政ということが重要
- ・ 裁判では限定された責任の追及になるので、裁判任せではなく、責任が全体としてどこにあったかについて、今後の教訓としても考えていくべき。
- ・ 規制のような強制的な権限を振ると必ず反動があり、この反動を個々の行政官が背負いきれるかという問題がある。そういう重荷を背負える組織を考えなければならない。そのような組織において、常設の調査委員会でなくても、原因の科学的調査を早期に徹底的にできる仕組みを考えるべき。
- ・ 30年代の必要な時期にメチル水銀の曝露調査などをしなかったことがその後の救済をめぐる大きな混乱の原因
- ・ 予防原則について、失敗して予防できなかった場合の救済も含め確立しなければならないが、予防原則を実施し間違っただけで過剰に予防しすぎた場合はどうするのかということも決めておく必要がある。